

第7章

計画の推進体制と評価の実施

1	計画の推進体制	282
2	施策の評価と評価結果の公表	282
3	中間評価と中間見直しの実施	284

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

1 計画の推進体制

この度の計画については、広島県医療審議会に諮問し、同審議会保健医療計画部会において具体の検討を行いました。

特に、重点的に取り組む分野である5疾病、5事業及び在宅医療や医療従事者の確保対策等については、県医師会、広島大学、県及び広島市で構成する「広島県地域保健対策協議会」や県が設置する各種会議等での議論を踏まえています。

また、二次保健医療圏ごとの地域計画については、市郡地区医師会、医療機関及び市町などで構成する各圏域の「圏域地域保健対策協議会」や「地域医療構想調整会議」での議論を踏まえています。

本計画の推進に当たっても、これらの会議の枠組を通じて、県民の理解と協力のもと、関係団体等と連携を図りながら、“県内どこに住んでいても、生涯にわたっていきいきと暮らすことができる”保健医療提供体制の構築を図るため、総合的に施策を推進していきます。

2 施策の評価と評価結果の公表

毎年度、数値目標の年次推移や施策の取組状況を広島県医療審議会に報告するとともに、評価を行い、必要に応じて施策の見直しを図るなど、「PDCA（plan-do-check-action）サイクル」を効果的に機能させます。

全県及び二次保健医療圏における計画の進捗状況及び評価結果については、県のホームページ等において公表します。

3 中間評価と中間見直しの実施

医療計画については、医療法第30条の6の規定により、在宅医療その他必要な事項について、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することとされています。

このため、計画期間の3年目に当たる令和2（2020）年度において、第7次広島県保健医療計画の中間評価を行うとともに、国の「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」の改正への対応や中間評価を踏まえた計画の見直し検討を行い、広島県医療審議会や広島県地域保健対策協議会等での議論を経て、中間見直しを実施しました。

〔中間評価〕

この計画に掲げる数値目標について、2カ年の実績から各目標の達成状況を評価しました。

疾病・事業名	総数	達成状況					
		達成	未達成 (順調)	未達成 (概ね順調)	未達成 (取組強化)	評価不可能 (公表年)	評価不可能 (データ無)
がん	5	2	2	0	0	1	0
脳卒中	12	6	0	1	3	1	1
心血管疾患	12	3	1	1	4	3	0
糖尿病	3	0	0	0	3	0	0
精神疾患	14	1	4	2	4	0	3
救急医療	9	2	1	1	4	0	1
災害医療	6	3	1	1	1	0	0
へき地医療	8	2	5	1	0	0	0
周産期医療	4	0	3	0	1	0	0
小児医療	4	0	2	2	0	0	0
在宅医療	12	1	4	3	4	0	0
計	89	20	23	12	24	5	5

〔見直しの視点〕

(1) 改正指針や中間評価を踏まえた見直し

国の改正指針で示された追加指標例の検討や現計画の中間評価を踏まえた数値目標の再設定を行うとともに、これらの見直しに伴う課題整理や施策の検討など、必要な本文修正を実施しました。

(2) 改正指針等で示された項目以外の見直し検討

今年度策定した令和3（2021）年度を始期とする本県の新たな総合計画（ビジョン）をはじめ、他計画との調和・整合性を図るとともに、社会情勢の変化に対応した取組の追加・変更を実施しました。

(3) 第8期ひろしま高齢者プラン（令和3（2021）～5（2023）年度）との一体的な検討

医療及び介護の総合的な確保の観点から整合を図るため、新たに策定する「第8期ひろしま高齢者プラン」の医療介護連携の内容を反映しました。

